

お知らせ Information

NO.86

雪害事故対策についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、青森市では年末年始の積雪量が歴代最多を記録し、団地内でも雪害による事故が発生しております。組合員の皆様にも日ごろより積雪状況の確認や屋根からの落雪対策に十分留意していただくこと、また、自社の保険加入状況などのご確認をお願いいたします。

敬具

記

1. 雪害事故防止のポイント

- 一. 屋根の積雪状況や気象情報をこまめにチェックする。
- 二. 雪下ろしをする際は、命綱やヘルメットなどを使用し、一人での作業は控える。
気温が上昇すると滑る危険性が高まるので、曇っているときや午前中に作業する。
- 三. 特に危険な箇所はテープで囲うなどして、人や車両が進入できないようにする。

2. 落雪による損害賠償責任について

『自社建物の屋根から雪が落ちて隣の壁や窓を壊してしまった場合の例』

通常、豪雪など自然災害による落雪事故は、不可抗力であるため、法律上は賠償責任が発生しない可能性が高いとされています。

しかし、明らかに落雪事故が予想されるのに雪下ろしをしなかったり、落雪寸前を承知していながら注意を促していないなどの場合、十分に予測可能であるにもかかわらずそれを怠ったとして、法律上の損害賠償責任を問われる場合があります。

3. 各種損害保険の加入状況確認

豪雪によって、上記2. のような賠償リスクのほか、従業員のおケガや固定資産の破損などのリスクが高まります。不測の事態に備え、各種損害保険の加入状況の確認をおすすめします。気になる点などありましたら下記のお問い合わせ先までお気軽にご相談ください。



以上

【お問い合わせ先】

損害保険会社代理店 青森卸センター(株) 担当：鎌田 電話：738-4711

〈協同組合青森総合卸センター〉